

第3回石川県個人情報保護審査会議事要旨

- 1 開催日時 平成16年6月18日(金) 14:00～16:00
- 2 開催場所 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎11階1103会議室
- 3 出席者氏名 審査会委員 鴨野幸雄会長、合田昌英委員、佐々木潤子委員、
橘伸子委員、眞館和溥委員
事務局 正木総務課長、林行政情報サービスセンター
所長、谷総務課参事、安田総務課長補佐、内本
総務課主任主事

4 会議に付した事案の件名

- (1) 報告事項 平成15年度個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 審議事項 石川県個人情報保護条例の一部改正について
職員等の罰則について
- (3) その他

5 議事の概要

(1) 報告事項

平成15年度個人情報保護制度の運用状況について

- ・事務局より報告
- ・委員全員了承

(2) 審議事項

石川県個人情報保護条例の一部改正について(職員等の罰則について)

- ① 行政機関法第53条関係(職員等に対する罰則①)
国の行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引続き検討する。
- ② 行政機関法と同様、電子情報ファイルに限定すべきか。
他県等の状況を見極める必要があるため、継続して検討する。
- ③ 行政機関法第54条関係(職員等に対する罰則②)
国の行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引続き検討する。
- ④ 行政機関法第55条関係(職員に対する罰則)
国の行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引続き検討する。
- ⑤ 行政機関法第56条関係(国外犯)
他県等の状況を見極める必要があるため、継続して検討する。

- ⑥ 行政機関法第57条関係(不正手段による開示)
国の行政機関法と同趣旨の罰則を設ける方向で引続き検討する。
- ⑦ 法人等に対する両罰規定
他県等の状況を見極める必要があるが、規定を設ける方向で引続き検討する。
- ⑧ 審査会委員に対する罰則
他県等の状況を見極める必要があるが、国と同様の額に引き上げる方向で引続き検討する。
- ⑨ その他(パブリックコメントの必要性)
必要性も含めて、今後協議する。

(3) その他

- ① 10月を目処に、2～3回審議の上、意見をまとめることを確認。
- ② 次回の第4回個人情報保護審査会の日時、開催内容について確認。
 - ・ 開催日 平成16年6月24日(木)10:00～1103会議室
 - ・ 議 題 石川県個人情報保護条例の一部改正について

以 上